

学校いじめ防止基本方針

徳島市千松小学校

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを行う。また、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育み、お互いの人格を尊重し合える人間関係を築く能力の素地を養う。
- (2) 全教職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、いじめ防止のための未然防止に取り組む。
- (3) いじめの早期発見・早期解決のために、ささいな事象に対しても複数の教職員が関わり、様々な策を講じ、いじめの認知に努める。
- (4) いじめを発見した際には、教職員が組織的に対応し、被害児童の立場に立ち、当該児童の安全を保障するとともに、加害児童に対しては毅然とした態度で指導する。
- (5) いじめの早期発見・早期対応のために、学校・家庭・地域が組織的に連携できる体制を構築する。
- (6) 学校内だけでなく、関係機関（警察・児童相談所等）と連携・協力して取り組む体制を構築する。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教員、学年主任、学級担任、養護教諭、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対応にあたっては、教育相談コーディネーター、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童からの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。
- ⑤ 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

3 教育相談体制の充実

- (1) 教職員と児童及び保護者との好ましい人間関係の形成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が安心して相談できる環境を整える。

- (3) 児童・保護者が気軽に相談できる体制を整備する。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童一人ひとりに理解させる。また、児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ② 児童の実態に合わせて題材や資料等を工夫した道徳の授業を実施し、児童が他者の気持ちを共感的に理解しお互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で取り組む授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 児童一人ひとりが自己有用感や自己肯定感を感じることができるよう授業づくりに努める。
- ⑤ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、情報モラル教育について学校全体で取り組むようにする。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑥ 特別活動や総合的な活動を通じて、他者と体験的に関わる場を設定し、人とより良く関わる力を身につけさせる。
- ⑦ 児童会活動等において、児童自身が異学年児童と主体的に関わることができるような仲間づくりやいじめ問題解決への取組が促進されるよう指導や助言を行う。特に運営委員会（いじめ防止子ども委員会）が中心となり、いじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的で創意を生かした活動に積極的に取り組む。
- ⑧ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑨ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- ⑩ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑪ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑫ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式で

児童，保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。

- ② 家庭や地域と連携して，いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに，必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ③ PTA や地域の関係団体とともに，いじめ根絶に向けて，地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 全教職員が児童の様子を丁寧に観察し，小さな変化を見逃さないように努める。
- (2) 「いじめ発見のチェックリスト（教員用）」（「いじめをなくすために」徳島市教育委員会）等を使用して，日常的にいじめの発見に努め，おかしいと感じた児童がいる場合は，学年団や生徒指導委員会または職員会の場において情報を共有し，複数の目で見守り対応するようにする。
- (3) 年4回いじめ発見のためのアンケートを全児童対象に定期的（6月，9月，12月，3月）に実施することに加え，日記や連絡帳，日々の会話，個別面談等から，児童の悩みや人間関係についてきめ細かく把握し，いじめの認知については，学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては，教育相談担当教諭，養護教諭，特別支援教育コーディネーター等，学校内の担当者やスクールカウンセラー等，専門機関との連携に努める。特にけんかやふざけ合い，けが等にも留意し，背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い，児童が日常使っている言葉や態度，遊び等に注意を払うとともに，気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり，けがをしたりした場合は，必ずその理由を確認し，保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった場合は，問題を軽視することなく，保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し，いじめが認められる場合は，速やかに市町村教育委員会に報告し，適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して，「いじめ発見のチェックリスト（保護者用）」（「いじめをなくすために」徳島市教育委員会）を配布する等，いじめ問題への関心をもってもらい，保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があったときは，管理職の指示のもと，問題を軽視することなく，正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
 - ② 学校いじめ対策組織において，速やかに関係児童等から事情を聴取する等必要な調査を実施するとともに，認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③ 職員会等を通じて，いじめの情報を共有し，対応方針について全教職員に共通理解を図る。
 - ④ いじめられた児童，いじめた児童への具体的な支援や指導について，教職員一人ひとりの役割分担を明確化し，組織的に対応するとともに，保護者に対して適切に情報提供を行い，連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童，保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守り抜く。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い，要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの活用等，専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については，日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて，いじめ行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から，必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え，行為に対する責任を明確にし，再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い，保護者に説明を尽くし，理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ，「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進等により，いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は，学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し，適切な連携を図る。
- ② 事案によっては，県教育委員会と連携し，阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム，スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの派遣を要請し，外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝，暴行，傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は，ためらうことなく早期に警察に相談し，警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には，直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合，いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について，必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも，次の二項目が満たされていること。ただし，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において，より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が，心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

7 校内研修 ※別紙参照

校内研修（事前研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCA サイクルの考え方に従い、各学期の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその学期の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の学期の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

- ・いじめは、どの子どもにもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・教職員や児童が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、児童の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・児童との信頼関係の醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・児童の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。
- ・児童の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

	取組事項・校内研修等	対象者	担 当
4月	・いじめ防止基本方針についての説明 ・いじめ対策に関わる共通理解 ・指導体制や指導計画の公表・周知 ・始業式	教職員 教職員 教職員・児童・保護者 児童（全学年）	生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任 教務主任

	・校内研修 ・個人懇談 ・クラブ活動組織づくり	教職員 保護者 児童（４・５・６年）	研修主任 教務主任 特別活動主任
５月	・連休指導 ・問題行動の共通理解 ・１年生を迎える会 ・校外学習（１～４年） ・代表委員会の組織づくり ・授業参観 ・職員会 ・修学旅行	児童・保護者 教職員 児童（全学年） 児童 児童 児童・保護者 教職員 児童	生徒指導主任 生徒指導主任 特別活動主任 学年主任 特別活動主任 学級担任 教頭 学年主任
６月	・校内研修 ・授業参観 ・職員会 ・地区懇談会	教職員 児童・保護者 教職員 教職員・保護者	研修主任 学級担任 教頭 教頭
７月	・全児童対象の学校生活アンケート調査 ・夏休みのくらし事前指導 ・職員会 ・終業式 ・個人懇談 ・校外補導 ・１学期の取組について点検・評価	児童（全学年） 児童 教職員 児童（全学年） 保護者 教職員・保護者 教職員	生徒指導主任 生徒指導主任 教頭 生徒指導主任 学級担任 生徒指導主任 生徒指導主任
８月	・登校日 ・校外補導	児童 教職員・保護者	生徒指導主任 生徒指導主任
９月	・始業式 ・夏休みの事後指導 ・職員会 ・運動会に向けての準備 ・宿泊学習（５年） ・全児童対象の学校生活アンケート調査	児童 児童 教職員 教職員・児童 児童（５年） 児童（全学年）	教務主任 生徒指導主任 教頭 体育主任 学年主任 生徒指導主任
１０月	・オープンスクール、授業参観 ・職員会	児童・保護者 教職員	教頭 教頭

11 月	・運動会 ・校外学習	児童・保護者 児童	体育主任 学年主任
12 月	・職員会 ・全児童対象の学校生活アンケート調査 ・個人懇談 ・冬休みの生活について事前指導 ・2学期の取組について点検・評価 ・校外補導	教職員 児童 保護者 児童 教職員 教職員・保護者	教頭 生徒指導主任 学級担任 生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任
1 月	・始業式 ・職員会 ・授業参観	児童 教職員 児童	教務主任 教頭 学級担任
2 月	・授業参観・学年懇談 ・校内研修 ・学校評価 ・全児童対象の学校生活アンケート調査	児童 教職員 教職員・児童・保護者 児童	学年主任 研修主任 教務主任 特別活動主任
3 月	・6年生を送る会 ・卒業式 ・春休みの生活について事前指導 ・修了式 ・校外補導	児童（全学年） 児童 児童（5・6年） 児童 児童 教職員・保護者	学年主任 生徒指導主任 教務主任 生徒指導主任 教務主任 生徒指導主任